

平田ロータリークラブ 週報 ~ No. 2198 (令和 2 年 12 月 17 日)



2020-2021 年度

国際ロータリー会長 / ホルガー・クナーク
2690地区ガバナー / 菊池 捷男

会長 / 釜屋 治男 副会長 / 堀江 卓男
幹事 / 原 泰久 会計 / 榎野 良文

■平田ロータリークラブ 事務局

〒691-0001 島根県出雲市平田町 2280-1 平田商工会議所 2F

TEL : 0853-63-3232 / FAX : 63-5365

URL : <http://hirata-rotary.jp/> Mail : office@hirata-rotary.jp

9:00 ~ 17:00 (土・日曜・祝日 休局)

ロータリーは機会の扉を開く

■例会プログラム

例会日	卓話者	演題
12月17日	出雲税務署 署長 新垣 南 様	税務行政の現状と課題
12月24日	会員 佐々木 哲也	新型コロナウイルス感染症
12月31日	休会	
1月7日	ホテル ぼり江 18:30~	新年例会

■出席報告

会員数	出席者数	欠席者数	出席率
40	32	8 (4)	88.89 %

■欠席者

石原輝 / 松浦 / 飯塚俊 / 園山 (牧野 / 伊藤 / 河原 / 大谷)

■来訪者

なし

■メイクアップ

12/15 大島卓・加藤(出雲)

■次回例会受付当番

(12月24日) 大島卓爾 / 堀江卓男 / 飯塚大幸

(1月7日) 大島淳司 / 飯塚俊之 / 石原俊太郎

■近隣クラブ例会情報 (メイクアップを考えましょう)

月	出雲中央 12/21・28(-)	1/4(-)	松江南 12/21・28
火	出雲 12/29(-)		松江しんじ湖 12/22・29 1/5・26・2/2
水	大社 12/30・1/6(-)	1/13・27	松江 12/23・30(-) 1/13
木	(-) ; ビジター受付 なし		松江東 12/24・31
金	出雲南 12/18 12/25(-)		

■会長挨拶

私の住んでいる小伊津町についてお話しします。

今日は、風が強く海は白波が立っていましたが積雪は少なめでした。全国的に人口の減少が進んでいますが、佐香地区も例外ではありません。平成16年に、中学校が平田中学校に統合されました。平成28年に、小学校が久多見小学校と統合され、さくら小学校になりました。現在、子供達は、それぞれのスクールバスで通学をしています。日常的に子供たちを見かける機会が少なくなっています。平田高校によると、平田地域の全生徒数は、市町村合併後から半減しているようです。

ところで、私は、今年の3月から小伊津町の自治会の役員をしています。正月の行事の神楽は毎年子供達が受けおっていますが、今年はコロナの関係で中止となりました。

お宮の行事や、お宮の町内のねり歩きの佐義長、とんど行事も人口の減少もあり、地元漁師の減少もあって、協力していただく人も少なくなっているのが現実です。そんな中でも、何か取り組みを変えて、自治会として住民の方に寄り添ってやっていけることを検討しています。

役員を引き受けたことで、小伊津地区の現実と向き合っている今日です。皆さんのお住いの地域は、どうでしょうか。

本日は個人的なお話を聞いていただき、ありがとうございました。

■幹事報告

1. 例会変更 とりやめのお知らせ

○ 出雲中央 RC 12/21(月) 夜の例会 → 昼の例会

(コロナ感染拡大防止のため サインの受付もありません)

○ 松江南 RC 12/21(月) コロナ感染拡大防止のため休会

ビジター受付 12:00 ~ 12:30 松江エクセルホテル東急

2. 休会によるサイン受付中止のお知らせ

○ 松江 RC 12/23・30(水) 受付なし

3. 休会

○ 出雲中央 RC 1/4(月) 定款により ビジター受付なし

○ 松江 RC 1/13(水) 定款により

ビジター受付 12:00 ~ 12:30 なにわー水

○ 松江しんじ湖 RC 1/5・26・2/2(火) 定款により

ビジター受付 12:00 ~ 12:30 すいてんかく

4. ホテルぼり江様よりお歳暮を頂きました。

■委員会報告

情報・雑誌委員会 : ロータリーの友 12月号の紹介

■スマイル

釜屋 (新垣南署長様、宮川誠課長様、本日はようこそ。スピーチよろしくお願いたします。)

原泰 (税務署長様、雪の中ご来訪ありがとうございます。本日はご講演よろしくお願いたします。)

黒田 (新垣署長様をお迎えて。)

小汀 (新垣署長様、宮川総務課長様、石飛様、本日はようこそお出かけ下さいました。お話し楽しみにしています。本日はよろしくお願致します。)

田中 (新垣税務署長、本日は平田ロータリークラブのスピーチにおでかけいただきありがとうございます。)

19日から平田高校駅伝の取材で京都に行きます。コロナウイルスがさばらんようにがんばります。)

12/10分

恒松 (堀江会長エルク、杉原会長ノミニー 2021~2023年 御指導宜しくお願い致します。)

■例会プログラム

「税務行政の現状と課題」

第68代 出雲税務署長

新垣 南 様



～国税庁の任務と使命～

国税庁の任務 (財務省設置法第15条)

国税庁は、

- ① 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- ② 酒類業の健全な発達
- ③ 税理士業務の適正な運営の確保

を図ることを任務とする。

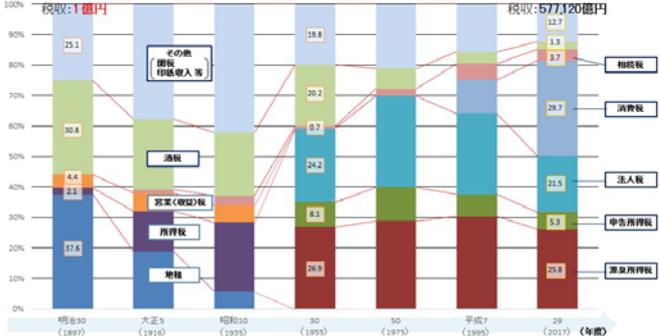
- ・ 国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという**申告納税制度**を採用(地方税の多くは賦課課税方式)。
- ・ 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ(憲法第30条)。

国税庁の使命 (国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令)

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」(第3条(事務の実施基準))

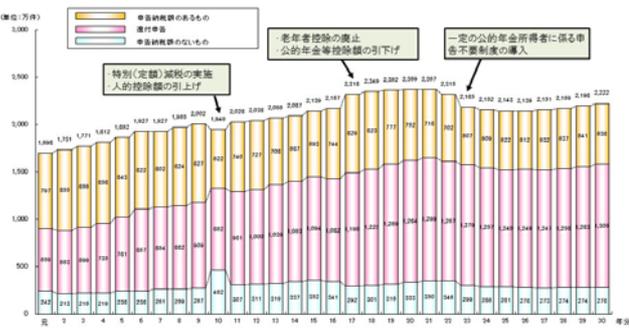
- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の確保 (第4条(第1項))
 - (1) 納税義務の明確
 - (2) 適正・公平な納税手続の確保
 - (3) 納税者の権利の保護(第5条)
 - (4) 適格な経費算定の認定を行うとともに、課税標準の算定・課税の適正・安定性の確保を図る。
 - (5) 適格に課税標準の算定を行うための確保を図る。
 - (6) 税理士業務の適正な運営の確保(第6条)
- 2 納税者に対する課税の適正・公平な運営の確保(第7条)
 - 1 納税者に対する課税の適正・公平な運営の確保に必要と認められる場合には、その課税の適正な運営の確保を図る。

～税収の構成(税務署創設～平成29年度)～



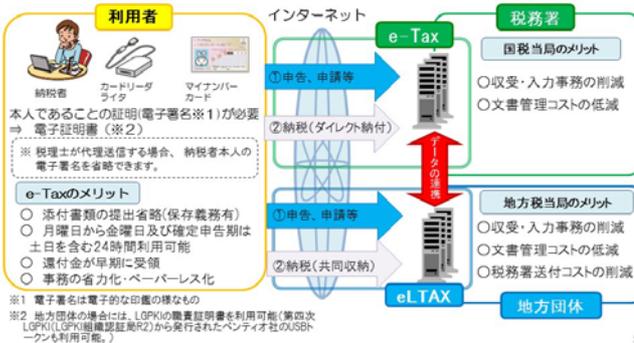
～所得税の申告件数の推移～

- 所得税の申告件数は平成元年と比較して、約1.3倍に増加(1,698万件→2,222万件)
- 還付申告件数は平成元年と比較して、約2.0倍に増加し、全申告件数の過半数を占める(659万件→1,306万件)



e-Tax(国税電子申告・納税システム)の概要

○ e-Taxを活用すれば、税務署に出向くことなく、自宅等から①申告、申請等から②納税まで可能。



スマートフォンを利用した所得税申告について

国税庁ホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成できます。



スマホで見やすい専用画面

給与収入がある方や年金収入、副業等の雑所得がある方などは、令和元年分から、スマートフォン・タブレットに最適化したデザイン(スマホ専用画面)で所得税の申告書を作成いただけます。

※スマホ専用画面は、令和2年1月から令和元年分のみ利用可能です。

e-Taxで手続完了

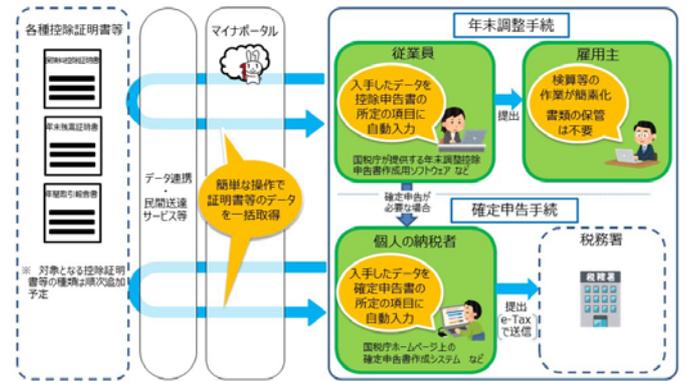
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方は、e-Taxで送信できます。マイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方も、税務職員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

○ スマホ専用画面の利用対象者

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得(年末調整済1か所)	給与所得(年末調整済1か所、年末調整未済、2か所以上に対応)の公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄付金控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄付金等特別控除	政党等寄付金等特別控除、災害減免額

マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化のイメージ

(年末調整は令和2年10月から、所得税確定申告は令和3年1月から、順次開始予定)



納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進

これまでの取組

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税【平成16年6月導入】
- コンビニ納付【平成20年1月導入】
- タレハ納付【平成21年9月導入】
- ※ タレハ納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、暗証番号操作で預貯金口座からの振込により納付できる手続。
- クレジットカード納付【平成29年1月導入】

新たに実施した取組

- QRコードを利用したコンビニ納付の導入
自宅等において、国税庁ホームページ上で提供する確定申告書の作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。
※ QRコード(PDF)をスマホに表示させて手続も可能。【平成31年1月導入】

今後の取組

- 令和元年10月に全地方団体が電子納税を共同で取組む取組を実施したことを踏まえ、国と地方団体が協力して利用拡大を図ることで、納付のキャッシュレス化を推進(注)。
- 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。【順次実施】

(注) 令和元年8月21日政府税関参考資料を時点修正 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標。

スマート税務行政の実現に向けて

